

陳 情 文 書 表

令 7 陳 情 第 1 0 号	令 和 7 年 5 月 1 9 日 受 理
件 名	子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書
陳 情 者	平塚市浅間町 1 2 - 4 1 中地区教職員組合 執行委員長 大津 敦
陳 情 の 要 旨	
<p>中地区教職員組合では、子どもたちに豊かな学びを保障するとともに、教育を取り巻く環境の一層の充実を願い、「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会」に結集し、少人数学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に向け、取組を進めてきました。</p> <p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、公立小学校における学級編制の標準が段階的に 3 5 人に引き下げられ、今年度から全学年で実施されました。しかし、O E C D 各国の学級規模の平均人数は小学校 2 0 . 2 人、中学校 2 2 . 6 人となっており、日本は世界的に見ると最も学級規模の大きい国の一つと言えます。また、文部科学省が実施した調査によると、通常学級の 8 . 8 % の児童・生徒が学習面又は行動面で著しい困難を示しており、この数値は 1 0 年前よりも高くなっています。併せて、学級規模が小さいほど、教育効果が高くなるという研究結果もあります。さらに、現在の学校現場では、それぞれの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導体制の充実が強く求められています。令和 8 年度より実施される公立中学校の 3 5 人学級を確実に進め、さらには小学校での 3 0 人学級の実現に向けた抜本的な教職員の定数改善が必要です。</p> <p>全国の不登校児童・生徒数は 1 1 年連続で増加し、昨年度は過去最多の約 3 5 万人と報告されています。この問題の解決には、不登校児童・生徒を含む全ての子どもたちがいつでも安心して過ごせる居場所や人員体制を整えることが必要です。昨年度、神奈川県は国に先駆けて、全中学校区に「校内教育支援センター」の支援員を配置しました。現場からは、不登校傾向にある児童・</p>	

生徒が安心して学校生活を送ることができていると肯定的な声が多数聞かれます。しかし、支援員や専門性を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの不足や常勤化されていない現状に加え、今年度は昨年度に比べ、支援員の任用時間が減少して半分ほどになりました。その結果、より一層児童・生徒のニーズに応えられていない状況となっています。これらは、子どもたちの育つ権利や学習権の視点から見ても重大な社会問題であり、県だけではなく、国全体で解決すべき課題と考えます。持続的・安定的な支援を行うためには、国の教育予算増額に加え、支援員やスクールカウンセラー等の配置拡充と常勤化が極めて重要です。

必要な財源を国が保障することによって、教育の自治体間格差が生まれず、全国どこに住んでいても、機会が均等にあり、子どもたちが一定水準の教育を受けられることにつながります。そのため、義務教育費の国庫負担割合も増やす必要があります。

子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充について、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対して地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 令和8年度より段階的に開始される中学校の35人学級に必要な教職員の確実な配置を進めるとともに、小学校での30人学級実現に向けた、教職員定数の改善を図ること。
- 2 不登校児童・生徒を含む全ての子どもたちがいつでも安心して過ごせる人員体制の整った居場所を作るために、支援員やスクールカウンセラー等の多様な専門性を有するスタッフの増員と常勤化を進めること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。